



島根県報

平成20年 5 月 2 日 (金)

号外 第 77 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

監査公表

定期監査の結果に関する報告に基づき講じた措置

監 査 委 員 公 表

島根県監査委員公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第 4 項の規定により実施した平成18年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置について、島根県知事、島根県教育委員会委員長及び島根県公安委員会委員長から平成20年 3 月末日までに通知があったので、同条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成20年 5 月 2 日

島根県監査委員	福 間 賢 造
同	大 屋 俊 弘
同	山 崎 悠 雄
同	谷 本 敏

平成18年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容

指 摘 事 項	措 置 の 内 容
1 一般会計及び特別会計 (1) 政策企画局 ① 契約方法が適当でないもの 行政評価研修資料印刷請負契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。 (政策企画監室)	① 今後は、会計規則に基づき、適切な事務処理に努める。
(2) 総務部 ① 収入の調定事務が適当でないもの 西郷港旅客上屋使用料及び同上屋テナント負担金(水道料金)に係る平成18年度収入未済分について、収入調定の取消事由がないにもかかわらず調定を取り消し、平成19年度の収入として改めて調定されていた。 (隠岐支庁県土整備事務所)	① 会計規則及び財務処理の熟知不足によりこのような間違いが生じた。今後は会計規則や財務処理を熟知し適正な処理に努める。 なお、指摘のあった案件については債権管理簿を作成し督促等の作業を行っている。
② 契約方法が適当でないもの 次の契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。 ・複写機の長期継続契約 (営繕課) ・しまね原子力広報「アトムの広場(号外)」新聞折込業務契約 (消防防災課)	② 今後、契約事務にあたっては、適正に処理するよう努める。 (営繕課) 今後は会計規則の規定に基づき、適切な処理に努める。 (消防防災課)
③ 契約事務が適当でないもの ア 東庁舎棟屋屋根防水修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。 (管財課)	③ ア 今後適正な事務処理に努める。
イ 浜田合同庁舎の産業廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。 (西部県民センター)	イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定を遵守し、今後適正な執行に努める。
ウ 竹島問題に関する調査研究最終報告書の印刷請負契約について、契約保証金を徴することとして	ウ 契約事務にあたっては、会計規則の規定に基づき、適正な処理に努める。

いたにもかかわらず、徴されていなかった。 (総務課)	
(3) 環境生活部 ① 契約事務が適当でないもの 男女共同参画センターに設置していた直流電源装置蓄電池の廃棄処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の2第3号の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、産業廃棄物の収集運搬及び処分業務委託契約書が作成されず、産業廃棄物管理票の交付もされていなかった。 (環境生活総務課)	① 今後は、職員に廃棄物処理や会計事務に関する研修等を積極的に受講させ、これらの制度に関する知識を習得させるとともに、実際の事務処理についても、関係法令に基づき適切に行うよう指導する。
(4) 健康福祉部 ① 出納機関等の収納の処理が適当でないもの 母子・寡婦福祉資金貸付金償還金の書き損じの領収証書2件について、本書、控ともに「書損」と朱書きし、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。 (青少年家庭課)	① 母子寡婦福祉資金貸付金償還金の書き損じの領収証書については、本書、控とともに「書損」と朱書きのうえ、領収証書綴りに残し、適切な処理を行うこととする。
② 契約方法が適当でないもの 障害者社会参加推進センター管理運営業務委託契約について、会計規則第66条の3の規定により予定価格調書の作成を省略することができないにもかかわらず、作成されていなかった。 (障害者福祉課)	② 今後は、会計規則に則り、予定価格調書を作成する。
③ 契約事務が適当でないもの 次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。 ・西部総合福祉センター2階テラス部分修繕工事請負契約 外1件 (健康福祉総務課)	③ 適切に契約書を締結し、契約事務を執行する。
(5) 農林水産部 ① 支出の手続きが適当でないもの 次の支出について、執行伺の手続が行われないままに支出されていた。 ・パソコンの購入 外1件 (畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)	① 執行伺を整備した。
② 契約事務が適当でないもの パソコンの廃棄処分に係る委託契約について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第3項の規	② 今後は、法律の規定に基づき適正な処理を行う。

定により、産業廃棄物の収集運搬業と処分業の両方の許可を受けている業者に委託すべきであるにもかかわらず、収集運搬業の許可のみを受けている業者に委託されていた。 (西部農林振興センター益田事務所)	
③ 物品の廃棄の処理が適当でないもの 廃止した公印について、島根県公印規程及び会計規則に基づく必要な手続がされていなかった。 (畜産技術センター育種改良部しまね和牛改良グループ)	③ 会計規則に基づく不用品決定・処分調書を整備した。
(6) 土木部 ① 出納機関等の収納の処理が適当でないもの ア ケい船岸壁使用料の領収証書 2 件について、会計規則第149条の規定の準用により金額の訂正はできないにもかかわらず、金額を訂正して発行されていた。 (浜田県土整備事務所)	① ア 今後は会計規則に基づいた適切な処理に努める。
イ ケい船岸壁使用料の書き損じの領収証書 2 件について、本書、控ともに「書損」と朱書きし、領収証書綴りに残しておくこととされているにもかかわらず、その本書が残されていなかった。 (浜田県土整備事務所)	イ 今後は会計規則に基づいた適切な処理に努める。
② 支出事務が適当でないもの ア 次の支出について、支払期限後に支払ったために延滞金が発生していた。 ・ 宅建端末回線使用料 (建築住宅課) ・ 国有林野使用料 (浜田県土整備事務所)	② ア 指摘のあったとおり支払時期を遅延することなく、再度発生しないよう注意するとともに適切に処理するよう改善する。 (建築住宅課) 今後はこのようなことが無いよう適切な処理に努める。 (浜田県土整備事務所)
イ 分収造林地の解約に伴う 1 日 2 回の立会の謝金について、その支給要領では 1 日当たりの単価で定められているにもかかわらず、1 回当たりの単価として算定し、2 日分の謝金が支出されていた。 (浜田河川総合開発事務所)	イ 2 日分の謝金のうち 1 日分の謝金が誤払いのため、当該分(過年度歳出返納金)を現年度の歳入金として調定及び調定の通知を行った。(平成20年 1 月 15 日収入済)
③ 契約事務が適当でないもの 次の契約について、会計規則第68条の 5 の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。 ・ 会計検査資料の宅配契約 (道路建設課)	③ 契約書(請書)の作成にあたっては、会計規則の規定を遵守するとともに、必要な内容及び仕様を記載又は添付することとし、今後はかかる事案が発生しないよう適正な事務処理を図っていく。 (道路建設課) 今年度行った道路パトロール車架装契約(契約金

・車両点検業務契約 (雲南県土整備事務所)	額489,090円)は、会計規則第68条の5の規定に基づき請書を徴した。 今後も会計規則を遵守し、契約金額が30万円以上50万円未満で契約書を省略する場合は、請書を徴し適正な執行に努める。 (雲南県土整備事務所)
(7) 教育委員会 ① 収入の諸帳簿の整備が適当でないもの 高等学校授業料の過年度調定分に係る債権管理について、会計規則第105条の10の規定に基づく適正な債権管理簿が作成されていなかった。 (松江農林高等学校)	① 指摘のあった債権管理簿については、指摘後速やかに作成した。 今後は、債権管理簿の整備漏れがないよう適切な債権管理に努める。
② 支出の手続が適当でないもの 旅行命令が発令されないままに、支出負担行為兼支出命令票により赴任旅費が支出されていた。 (松江教育事務所、横田高等学校、大社高等学校、川本高等学校)	② 平成19年度は旅行命令の発令により赴任旅費の支出を行った。 今後は、命令漏れのないよう適正に処理する。
③ 支出事務が適当でないもの 幹旋された宿泊施設に宿泊する旅行において、その宿泊に係る費用が宿泊料定額を超えない場合は実費支給すべきであるにもかかわらず、定額支給されていた。 (浜田ろう学校)	③ 調査の結果、研修先から案内に示された「研修期間中に要する経費」のうち「宿泊に伴う経費」については実費で支給しているところである。 食費については、同案内の「研修期間中に要する経費」に「参考に示す」として研修所食堂利用の定食料金の記述があるが、研修先はこれをもって研修を受ける教職員に同食堂の利用を義務づけているものではないこと、また、同食堂が利用人数を制限しているほか、週休日は閉店しているといった状況の下では、食卓料の支給が妥当と判断し、「職員の旅費に関する条例施行規則の解釈及び運用方針 9 条関係 6」に基づき支出事務を行ったところである。
④ 契約事務が適当でないもの ア 次の工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。 ・校長住宅修繕工事請負契約 (松江商業高等学校) ・寄宿舎給湯ボイラー用給水配管改修工事請負契約 (大社高等学校) ・寄宿舎食堂改修工事請負契約 (浜田ろう学校)	④ ア 今後修繕工事の執行に当たり、建設業法第19条の規定を遵守して契約書を作成し、適正な事務処理を行う。 (松江商業高等学校) 建設工事契約については、契約書を締結する。 (大社高等学校) 今後は必ず契約書を作成する。 (浜田ろう学校)
イ 農業実習棟間仕切り工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなけれ	イ 今後、建設業法第2条による建設工事を執行する場合には、同法第19条の規定に基づき契約書を

ばならないにもかかわらず、契約書を作成せず請書が徴されていた。 (遼摩高等学校)	作成する。
ウ 事務用椅子購入契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。 (松江東高等学校)	ウ 今後、請書を徴取すべき契約を行う場合は、適切な事務処理に努める。
(8) 公安委員会 ① 契約事務が適当でないもの ア 警らパトカー修理請負契約について、会計規則第68条の5の規定により請書を徴さなければならないにもかかわらず、徴されていなかった。 (大田警察署)	① ア 今後は、会計規則に基づき適正な契約に努める。
イ 日の出職員宿舎内装クロス貼替修繕工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。 (大田警察署)	イ 今後は、建設業法等に基づき適正な契約に努める。
ウ 次の契約について、賃借期間が延長されたにもかかわらず、変更契約が締結されていなかった。 ・ 都川駐在所仮事務所賃貸借契約 外 1 件 (浜田警察署)	ウ 今後、契約内容に変更が生じた場合には、会計規則に基づき変更契約を締結し、適正な契約に努める。
(9) 企業局西部事務所 ① 契約事務が適当でないもの 第 1 調整池進入路復旧工事請負契約について、建設業法第19条の規定による契約書を作成しなければならないにもかかわらず、作成されていなかった。	① 今後、同様の工事を執行する場合には、契約書を作成することとする。

平成18年度会計定期監査結果報告書「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
I 一般会計及び特別会計 1 医療制度改革に関わる広報について 現在進められている「医療制度改革」は、①生活習慣病対策や長期入院の是正などによる中長期的な医療費適正化のための平均在院日数短縮などの数値目標を盛り込んだ県計画の策定、②国が策定する地域ケア体制の整備等に関する指針を踏まえた療養病床の老人保健施設等への転換、③75歳以上の後期高齢者を対象とする市町村広域連合による独立した医療保険制度の創設などを内容とするものであり、平成20年4月からのスタートが予定されている。(②については、平成24年3月までに実現) 本県では、この医療制度改革に向け、鋭意取り組まれているところである。 一方、先に県が実施した「島根県政県民満足度等調査」における「安心して暮らせるしまね」に関する施策の評価では、県民が求める施策として、医療機能・施設の充実、優れた医療従事者の確保などが高い重要度を占めていた。 また、現在、医療制度改革をめぐる、いわゆる介護難民についての懸念など医療、介護に関する不安が増幅している状況でもある。 については、今回の医療制度改革は、県民に極めて大きな影響を与えるものであるところから、新たな制度がスタートする前においても、あらゆる機会を通じて十分に県民に説明するなど、県民の理解を得ながら医療費適正化計画の策定などを進められたい。 また、新たな制度がスタートした後においても、その内容を県民に対し十分に広報されたい。	(健康福祉総務課、医療対策課、健康推進課、高齢者福祉課) 平成19年6月に新たに設置した医療制度改革有識者会議は、学識経験者、医療関係団体、介護福祉関係団体、市町村長、婦人団体、労働団体、医療保険者など、外部各界の有識者の方から意見を拝聴する場であり、医療費の適正化や療養病床の再編成を始めとする課題について、時期時期に検討状況を説明する中で、ご意見・ご指摘を頂戴しながら進めてきた。 医療制度改革に関係する医療審議会や社会福祉審議会においても、節目節目で検討状況を説明し、意見を拝聴した。 平成20年4月から施行実施となる後期高齢者医療制度の運営主体として準備業務を行っている後期高齢者医療広域連合では、外部の関係者からなる懇話会を設置し、新たに始まる制度の円滑な運営等に関し広く意見を求めてきている。 圏域ごとに設置する地域保健医療対策会議も、同様に色々な立場の有識者が委員となり、地域の医療体制や療養病床再編に意見を頂いている。 そのほか健康福祉部で独自開催する圏域公聴会、医師会との情報交換会、医療機関に対する意向調査や説明会、講演会など、いろいろな機会を使いながら説明し、幅広く意見を頂きながら検討を進めてきたところである。 療養病床転換計画を含む地域ケア体制整備構想案および医療費適正化計画素案については、県のホームページを使ったパブリックコメントを行い、また医療制度改革に伴う県の取組みを新聞により広報している。 特に県民の関心の高い療養病床の再編成については、県のホームページを開設し、相談窓口を設置し、県民の方や医療機関の相談に応じられる体制を整えているところである。 新たに制度をスタートする後期高齢者医療制度については、広域連合のホームページ、市町村の広報誌、各窓口でのポスター掲示、制度パンフレットの全戸配布を行ってきており、今後3月末までに県の新聞広報、広域連合の新聞広報(2回)およびテレビ広報を予定している。

	なお、新たな制度がスタートした後も、ホームページを始めとする県の広報媒体や公聴会の場を活用しながら県民に対し広報していく。
2 歳入の早期確保について 平成18年度の年間を通じた資金収支については、県税や国庫支出金等の歳入より全体的に県の歳出が先行することから、国から地方交付税が交付される6月、9月、11月の一定期間以外はほとんどの期間が赤字となっており、収支不足については基金の運用により対応されている状況である。 こうした資金収支の状況にありながら、収入調定の遅延、納入通知書の発行の遅延、納期内収入の取組みの不徹底、国庫補助金等の概算払請求の遅延などがあり、歳入の早期確保へ向けた取組が不十分な状況である。 これは、県が厳しい財政状況にあるにもかかわらず、資金収支に対する職員の認識不足に起因しているものと考えられる。 については、各部主管課においては、職員に対し資金収支の現状について周知するとともに、歳入の早期確保について意識改革を図られたい。 また、出納局においては、資金収支の現状について適宜情報を提供するとともに、歳入の早期確保を促し適切な資金管理に努められたい。	(各部主管課、出納局) 資金収支の現状について部内各課に周知するとともに、引き続き歳入の早期確保に努める。 (各部主管課) 歳入の早期確保については、毎年度策定される「予算執行方針（総務部長依命通達）」によりその周知がなされているところであるが、出納局としても、適確な資金収支計画に基づく適正な資金の管理・運用には、歳入の早期確保が不可欠であると考えているので、各部局の主管課長で構成し、公金管理の方策等を協議する「島根県公金管理連絡会議」や会計事務職員及び出納員を対象とした研修会において、資金収支の状況や資金管理計画及び歳入の早期確保の必要性等について説明を行い、その周知の徹底を図っているところである。 また、各所属に対して、必要に応じて個別に改善指導も行っている。 (出納局) (教育庁総務課) 県の財政状況の現状に鑑み、歳入確保の徹底について、該当する庁内各課に対し指導を徹底する。 (警察本部) 警察庁からの国庫補助金については、適宜請求を行って交付を受けており、今後も速やかな収納に努める。 また、収納については、納入通知書を発行する際、納入期限内納付を要請する文書の添付等により、今後も納入期限内収納の取組みを徹底することに努める。 職員に対しては、県財政の厳しい状況を機会あるごとに周知しているが、今回の意見を踏まえ、更に歳入の早期確保について意識改革を図ることとする。
3 公共事業の施行に伴う市町村からの受託事業について 県が施行する農地整備事業及び道路・河川改良事業等に伴う市町村からの受託事業については、各県土整備事務所において、受託事業に係る工事請負費や用地補償費等の費用負担等について、市町村と協定書を締結して実施されている。 県が受託事業の実施に当たり、工事請負費の前金払や用地補償費の概算払等を行う場合があるにもかかわらず、協定書では受託事業の完了後に市町村負担金を一括して精算することとされているものがあつた。	(農地整備課、土木総務課) 市町村から受託事業を実施する場合の協定締結や受託金納付が適切に行われるよう県土整備事務所等に周知する。 また、標準的な協定書の作成について検討する。

また、受託事業費の一部を県が市町村に対して前金払として請求できるとされているにもかかわらず、請求されていないものがあつた。

については、受託事業の完了前に県が当該経費を支出する場合には、原則として市町村に対し適宜適切に応分の負担を求める方法に改められたい。

また、農地整備事業や道路・河川改良事業に伴う受託事業については、ともに各県土整備事務所が市町村と協定書を締結して実施することから、各事業共通の標準的な協定書を作成することを検討されたい。

4 県からの派遣職員に係る適正な費用負担について

現在、県から市町村や外郭団体等へ職員が派遣されている。この派遣に係る給与等の費用負担については、派遣先との協定等で定められている。

しかしながら、派遣職員が県に復帰し退職した場合の退職に係る負担については、必ずしも明確に定められておらず、派遣期間を含めすべて県負担になっている。

については、派遣の目的や派遣先との受益の関係等を明らかにし、負担のあり方について検討されたい。

(人事課、教育庁総務課)

地方自治法に基づく職員の派遣の場合は、従来、退職手当は派遣先団体の負担の対象外であったが、平成18年の自治法の改正により、派遣が長期間にわたることその他の特別の事情があるときは、協議により退職手当を派遣先団体が負担することができるとされた。来年度より、法改正を踏まえ、派遣の期間及び趣旨に応じて、退職手当の負担を求めることとしている。

公益法人への派遣の場合は、公益法人派遣法において、派遣する公益法人の給与の「支給」について定めており、退職時に支給される退職手当については、派遣先団体の負担の対象外となっている。

(人事課)

放送大学学園への職員派遣は、いわゆる公益法人等派遣法に基づき実施しているところだが、同法においては、共済組合長期給付等に係る派遣先団体の負担について規定しているのみであり、退職手当については、制度上、派遣先団体の負担の対象外となっている。

なお、放送大学学園への職員派遣については、本年度末をもって終了する予定である。

(教育庁総務課)

松江市立女子高校へ派遣した県立学校教員の退職に係る負担については、人事異動のあり方とも大いに関連があり、それも含めて現在検討している。

(高校教育課)

5 財団法人島根県建設技術センターへの委託業務の改善について

財団法人島根県建設技術センター（以下「財団」という。）は、建設技術者の資質向上と県内の地方公共団体の効率的な建設事業の執行を支援することを目的に、平成8年3月に設立されたものである。

県では、財団設立当時、公共事業費の伸びに伴い、土

(土木総務課)

平成18年度（最終予算額）における土木部の公共事業費（維持修繕費等含む）は811億円余であり、平成10年度のそれが1,680億円余であったことからすれば事業費は半減の状況にある。

一方、土木部の職員数（技能労務職員を除く）は、平成10年度935名に対し、平成18年度は1,043名である。こ

本部職員の人員配置を越える業務量があったことから、財団に対し、設計書作成及び工事監理業務等を委託し、現在に至っている。

設立当時の財団職員は、13名のうち7名が県から派遣され、現在は職員8名のうち4名が県から派遣されている。

現在、県の公共事業費は、財団設立当時と比べ著しく減少し、平成18年度は、土木部公共事業予算ピーク時の平成10年度に比べ半減しており、今後も減少傾向が継続するものと考えられる。

なお、平成18年度の土木部の土木業務関係職員数は、平成10年度に比べほぼ同数となっている。

このようなことから、現在財団に対して委託している業務は、各県土整備事務所において執行が可能であると考えられる。

については、経済性、効率性等の観点から、財団への委託業務について見直されたい。

の間における主な組織改正は、企画振興部からの斐伊川神戸川対策課の移管（11名）や、営繕課の総務部への移管（23名）、県土整備事務所の発足（農林事業実施部門との統合156名）などがある。

平成4年度以降公共事業予算の伸びに従い、県職員で対応可能な業務量を超える部分は、現場における管理業務等を外部委託して対応してきたところであり、そのピークは、平成10年度の65人役余で、公共事業費が減少に転じた平成16年度以降、現場技術委託は極めて少ない状況にある（平成18年度は災害対応のため6人役）。

以上のことから、平成10年度と平成18年度の土木業務関係職員数は、県職員の数と現場技術業務にかかる人役の合計で比較すると、100人余の減となっている。

島根県建設技術センターは県の工事はもとより、市町村からの工事管理業務も受託しているが、近年、厳しい人員削減を行っている市町村からの受託事業が過半を占めるに至っている。また、県からの業務受託は、平成10年度73百万円、ピーク時の平成14年度131百万円、平成18年度51百万円と公共事業費の減少に伴い減少傾向にあり、今年度は22百万円という状況である。

さらに、平成17年4月に施行された「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（いわゆる品確法）により、①発注者の責務として発注関係事務を適切に実施すること、②必要な職員の配置や体制の整備に努めなければならないこと、③自ら適切な実施が困難な場合は専門的な知識又は技術力を持つ者に事務を委託するよう努めなければならないこととされ、特に③の発注関係事務の委託については、同法第15条第3項において「国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術が必要とする発注関係事務を適切に実施することができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されており、同センターは、平成18年10月2日付けで国土交通省から品確法に基づく「公共工事発注者支援機関」として本県で唯一認定されているところである。今後、市町村等の発注者の支援機関として重要な役割を果たすことが期待されているところである。

現時点においては、土木部における公共事業費は減少しているものの、人員削減計画を着実に実行しなければならない中で、維持管理業務の増大や2カ年連続した災害対応、価格だけではなく技術力を適正に評価する入札

	方式である「総合評価方式」の導入等により、各県土整備事務所の人員体制は決して余裕がある状態とはいえないことから、設計書作成及び工事管理業務委託について業務委託せざるを得ない状況にあるが、今後とも、財団への業務委託について経済性・効率性等の観点から見直しを行い、必要最低限とする考えである。
6 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議について 重要な支出の原因行為等の出納機関への事前協議については、会計規則第8条の規定により、「支出負担行為担当者は、重要又は異例な支出の原因となる行為及び出納長が別に定めるものについては、事前に出納機関に協議しなければならない。」とされている。 しかしながら、出納機関への事前協議が必要な支出負担行為であるにもかかわらず、事前協議がされていないものが見受けられた。 出納機関への事前協議制度は、重要な支出案件について適正な会計処理に万全を期すために出納機関が事前に支出事項の内容を了知するため、設けられているものである。 については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、出納機関への事前協議手続について指導を徹底されたい。 (各部主管課) また、出納機関においては、事前に支出事項の内容を了知するため、会計担当職員等に対し、事前協議手続について指導を徹底されたい。 (出納局)	(各部主管課、出納局) 部内関係機関に対し、出納機関への事前協議手続が適切に行われるよう指導を行う。 (各部主管課) 会計規則については、毎年、会計事務担当者研修(年2回開催)や出納員研修(年1回開催)を行っている。 事前協議制度についても、この中で周知を図っているところである。 また、事前協議のなされていないものは、出納機関の支出負担行為票の確認時に判明する訳であるが、その都度指導を行っているところである。 今後とも事前協議制度の重要性に鑑み、研修及び日頃の審査業務の中で、その徹底を一層図っていく。 (出納局) 引き続き教育庁経理事務担当者研修会において周知するとともに、日常から庁内各課への経理事務指導に努める。 (教育庁総務課) (警察本部) 今後も、会計規則の規定に基づき、対象支出事案について出納機関への事前協議をするよう手続について指導を徹底する。
7 支出負担行為の出納機関の確認について 支出負担行為の確認については、会計規則第32条の規定により、「支出負担行為担当者は、支出負担行為をしたときは、速やかに、支出負担行為票により出納機関の確認を受けなければならない。」とされている。 しかしながら、支出負担行為の日から支出負担行為票による出納機関の確認までの期間が3ヶ月以上にわたるものが、多数見受けられた。 この支出負担行為の確認遅延の原因については、担当者の理解不足や契約手続の遅延などによるものであった。 支出負担行為は、予算執行の第一段階の行為であり、その確認は、当該行為の内容、支払等に係る経理内容などの全般を把握し、支出審査の徹底を図るために行うも	(各部主管課、出納局) 部内会計担当職員等に、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について周知した。 (各部主管課) 支出負担行為は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならないところであり、この出納機関での確認(審査)は審査事務の根幹である。 会計規則第32条の周知については、毎年実施する会計事務担当者研修(年2回開催)や出納員研修(年1回開催)において行っているところであり、遅延については日頃の審査業務の中でも厳重に注意しているところであるが、今後一層、研修及び日頃の審査業務の中で、その徹底を図っていく。 (出納局)

のである。

については、各部主管課においては、部内会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。

(各部主管課)

また、出納機関においては、支出の原因となる行為の審査の徹底を図るため、会計担当職員等に対し、速やかな支出負担行為票の作成、確認手続について指導を徹底されたい。

(出納局)

引き続き教育庁経理事務担当者研修会において周知するとともに、日常から庁内各課への経理事務指導に努める。

(教育庁総務課)

(警察本部)

契約締結時等には速やかに支出負担行為票の作成を確実に実施し、出納機関の確認を受けるよう努める。

会計担当職員等に対しても、速やかな支出負担行為票の作成及び出納機関の確認手続について指導を徹底する。

8 借受財産の賃借料について

県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料及び賃借期間については、公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用通知で、「当該借用物件の必要性、付近一般の評価額、賃借料及び賃借期間を考慮し、取引通念上、合理的と考えられる額及び期間とする。」とされている。

しかしながら、土地を継続して借り受ける賃貸借契約で、契約更新時に賃借料を算定することなく安易に長期間従前と同一金額で契約を締結しているものや、付近の賃借料を調査せず、その算定根拠が不明確なものが見受けられた。

これは、上記の運用通知に基づく具体的な取扱等が示されていないことによるものと考えられる。

については、県が土地や建物を借り受ける場合の賃借料の妥当性を確保することが必要であり、その算定に資する具体的な取扱を定めた指針を作成するなど、各財産部局を適切に指導されたい。

(管財課)

県が土地や建物を借り受ける場合の賃借契約の更新時には、賃借料は契約の相手方と協議の上、双方の合意によって決定することとなるが、この際には「公有財産の取得、管理及び処分に関する規則の運用通知」第63条第2項(2)により、「当該借用物件の必要性、付近一般の評価額、賃借料及び賃借期間を考慮し、取引通念上、合理的と考えられる額」を積算し、起案にその積算内容等を表記しておく必要がある。

また、当初の賃貸借において「自動更新」の条文がある契約においても、更新時には起案を確認決定する必要がある。

については、上記の点について、全機関を対象とした公有財産管理事務研修会において、指導の徹底を図ってきたい。

9 メンタルヘルスへの取組について

近年、職員の精神疾患（「心の病」）による休職者数が増加し、長期休職者に占める割合も増加する傾向にある。

現在、県の危機的な財政状況に対応するために職員の定員削減や行政の効率化等の取組が進められているところであるが、こうした中で、多様な行政需要に的確に應える行政運営を行っていくためには、職員の能力が十分に発揮できる体制を築いていくことが求められる。

そのためには、職員一人ひとりが、心身共に健康で生き生きと働ける職場環境づくりが大切である。

県では、職員の精神疾患への対応として、相談体制の充実や研修会の実施、職場復帰支援システムの構築などの取組がなされているところであるが、休暇・休職者の

(人事課、教育庁福利課)

メンタルヘルス対策については、平成17年3月「島根県職員心の健康づくり計画」を策定し、継続的・計画的に推進してきているところである。

この中で、研修については、自治研修所が行う新規採用職員研修、新任GL研修、新任課長研修の階層別研修のほか、人事課福利厚生室が行う所属長・GL等を対象とした管理監督者研修、全職員を対象とした一般職員研修を実施しているところである。

特に、管理監督者については一般的な研修のほか、少人数で事例をとおして課題解決の方法を学ぶ事例研修を実施しているところである。

また、この他、職場研修として安全衛生委員会や各職場単位での研修も実施してきている。

推移をみると、その成果は必ずしも十分とはいえない状況である。

については、管理職に対しては、発症の予防や職場復帰への的確な対応についてのより実践的な研修を実施するとともに、職員に対しては、精神疾患についての正しい知識と理解を深めるための研修を全員に実施するなど、メンタルヘルス対策を一層充実されたい。

今後、こうした研修会へできるだけ多くの職員が受講できるよう、参加しやすい研修会を計画していきたい。

(人事課)

県教育委員会においては、県立学校の学校長等管理職を対象に、職場環境等の改善や相談対応等について、事例研究を含めた研修会を松江・浜田の2会場で開催するとともに、教職員自らのセルフケアを進めるため、松江・浜田の教育センターが実施する6年目研修及び11年目研修に合わせて職員研修を行っており、今後もこれらの研修内容の一層の充実に取り組みたい。

(教育庁福利課)

(警察本部)

産業医及び保健師による心身両面にわたる健康相談や巡回指導を実施しているほか、部外の相談機関として部外カウンセラー(精神科医)の委嘱、健康相談ダイヤル(健康相談機関へ委託した心身の健康に関する電話による相談)の開設等必要な相談に応じる制度を構築している。

また、部外講師を招へいし、研修会や講演会を実施している。

平成19年度においては、無料相談ルーム(専門のカウンセラーの面談による無料カウンセリング制度)を開設した。また、職員自身が自分を振り返ることや組織的なストレス実態を把握することを目的に、全職員を対象に「職業性ストレス簡易調査」を実施し、産業医や保健師の健康相談時に活用している。

今後もメンタルヘルス対策の一層の充実を図るよう努める。

II 企業会計

1 病院事業の運営について

(1) 中央病院

1) 「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県立中央病院中期計画(平成19年度～平成22年度)」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県立中央病院中期計画アクションプラン(平成19年度～平成22年度)」では、良質な医療の安定供給、患者サービスの向上、良質な医療の確立のための経営基盤の確立など54項目にわたって目標が掲げられている。

(病院局)

1) 島根県立中央病院中期計画の着実な推進を図るため、各部門等の実施主体ごとに54項目の目標を設定した「島根県立中央病院中期計画アクションプラン」を策定し、それぞれの実施主体を中心に病院職員と委託企業職員が協働し、目標達成に向けた取組を進めている。

こうしたプランの進捗状況や課題を毎年度把握、評価し、次年度以降の取組に反映させるほか、必要に応じて本計画の見直しを図ることとしている。

今後とも目標達成に向け努力を重ね、良質な医療の安定供給、患者サービスの向上、良質な医療の確

病院事業管理者を中心として職員は、この目標の達成に向けて努力をされたい。

2) 「7対1」看護配置の導入について

看護配置については、急性期病院において入院患者7人に対して1人の看護師を配置するいわゆる「7対1」を、平成21年4月を目途に導入するとの方針が出された。

この「7対1」の導入は、より手厚い看護の提供により患者の早期回復に役立つとともに、診療報酬の看護基準の引き上げによる医業収入の増加につながる等経営基盤の強化にも結びつくものである。

この看護配置の導入に向け、医療の質や安全性の向上を基本において病棟や病床の見直し、必要とする看護師の確保等について検討が行われている。

については、これらが他の病院や診療所へ及ぼす影響、今後における診療報酬改定の動向、看護師の増員による経費の増嵩が経営に与える影響等を勘案しながら、「7対1」看護配置の導入について十分な検討を行われたい。

立のための経営基盤の確立を図る。

- 2) 当面の収支見通しなどを整理した上で、平成20年2月議会に7対1看護配置導入に向けた定数条例改正を上程した。

(2) 湖陵病院

1) 「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」への取組について

医療機能の充実、経営目標を踏まえた経営の健全化、定数管理、毎年度の収支計画などが盛り込まれた「島根県病院事業中期計画（平成19年度～平成22年度）」が平成19年3月に策定された。

この計画の内容を具体化した「島根県湖陵病院中期計画アクションプラン（平成19年度～平成22年度）」が平成19年6月に策定され、医療の質の向上、収益の確保についての目標が掲げられている。

院長をはじめ職員は、目標の達成に向け努力されたい。

2) 「島根県立こころの医療センター」への円滑な移行について

病院では県内で初めてPFI事業で整備する「島根県立こころの医療センター」については、平成20年2月1日に開院する予定である。

平成19年11月から計画されている移行準備トレーニングにおいては、移行後の様々な問題点に対処するためのトレーニングを十分行うことにより、新病院における業務が円滑に機能するよう万全を期されたい。

(病院局)

- 1) 「島根県立湖陵病院中期計画アクションプラン」については、病院全体で各項目における活動計画や数値目標を設定し、その目標達成に向けて、具体的な取組項目を各実施部門を中心に取り組んでいる。

なお、本プランの取組については、各年度毎に評価し、新たな課題等を整理した上で、次年度以降の取組に反映させるほか、必要に応じて本計画の見直しを図ることとしている。

今後も本プランの目標が達成できるよう努める。

- 2) 平成19年10月末の建物完成後、11月から開院までの3ヶ月間を移行準備トレーニング期間として、開院後の業務が円滑に機能するよう新病院において、新しい施設・設備や電子カルテシステムなどの習熟訓練を行った。

入院患者の搬送については、病院長をトップに「新病院移転検討委員会」を設置して、患者の安全確保を第一に搬送業務を行うPFI事業者と十分な検討を行い、2月1日に搬送を無事完了した。

患者等の人権やプライバシーの配慮についても、

また、新病院への移転にあたっては、特に入院患者の搬送における安全確保と人権やプライバシーの保護を最優先にして、関係事業者と十分検討・協議を行い実施されたい。

(3) 病院全事業

1) 病院事業中期計画の推進について

県においては、医療制度改革の急速な進展や県財政の厳しい状況を踏まえるとともに、平成19年4月からの公営企業法の全部適用による自立した運営体制の確立を目指して、平成19年3月に「島根県病院事業中期計画」（平成19年度～22年度）が策定された。

「中期計画」は、「医療機能の充実」、「自立的経営の推進」及び「職員の育成・確保」の3点を重点項目として取り組むことにより、「実質的な損益の黒字化」及び「内部留保資金の確保」の2点の経営目標を期間中に達成することが掲げられている。

これを受けて両病院では、この計画を具体的に推進していくためにそれぞれ「中期計画アクションプラン」を策定し、当面する諸課題に目標水準を設定して取り組みを始めたところである。

病院運営を取り巻く環境が厳しい中、病院事業管理者を中心に全職員が経営に参画するという意識を共有し、計画の着実な推進に取り組むことにより目標を達成されたい。

2) 医療従事者の確保について

県立病院は三次医療を担う基幹的病院等として重要な責務を負っているが、全国的に医師をはじめとする医療従事者の不足が大きな問題となっている中で、県立病院においてもその確保が危ぶまれる状況となっている。

平成19年7月1日現在で、中央病院では正規職員の医師が10名、嘱託職員の医師が20名不足しており、湖陵病院では正規職員の医師が1名不足しているため、医師の勤務が過重なものとなっている。このため特に、中央病院においては特定の診療科のみではなく診療科全般での診療に影響が懸念される状況にあり、さらに代診医制度などに支障が生ずるおそれもある。

平成19年5月、国も「緊急医師確保対策」を打ち

PFI事業契約に基づき、PFI事業者、請負事業者及び受託事業者に対し、精神疾患患者の特性や患者のプライバシー保護の必要性等に関する研修を1月17日に実施し、患者搬送にあたって、患者等の人権やプライバシーの配慮に遺漏がないよう適切に指導を行った。

(病院局)

1) 中央病院と湖陵病院で職員説明会を開催し、病院職員が計画内容について共通認識を持つよう周知を図り、また、両病院が策定したアクションプランの外に、両病院共通の事項についての実施ベースでの計画である「病院局運営方針」を策定し、目標達成に向けた具体的な取組を実施している。

今後は、計画の進捗状況や課題を毎年度把握、評価し、次年度以降の取組に反映させるほか、診療報酬改訂や地域医療の状況等の変動する医療情勢に対応して適宜計画の見直しも図ることとしている。

2) 医師については、医師手当の増額見直し及び宿日直手当の増額見直しを決定し、平成20年1月1日から実施した。

その他の職種については、平成19年度から経験者看護師の採用試験において人事委員会から権限委任を受けて柔軟に対応しており、平成20年度以降も更なる権限委任の方向で調整している。

看護部門における7対1看護配置の導入、薬剤部門における変則2交代制の実施などに取り組むとともに、院内保育の導入について検討を開始した。

出したところであり、こうした動向も注視しながら幅広く方策を検討して、医師の確保に努められたい。

また、病院の看護師や薬剤師等が全国的に不足する状況にあっては、必要な人数の確保に困難が予想される。

働きやすい環境を確保するためハード・ソフト両面にわたり幅広く検討して魅力ある職場づくりに取り組むとともに、関係機関等と協議を行い募集方法や採用方法の改善を図られたい。

3) 未収金対策について

医療費の個人負担分未収金は、1年以上経過したものが前年度末に比較し2千4百万円余増加して、両病院で1億2千2百万円余となっている。両病院ともに未収金対応要綱を作成し、家庭訪問を実施するなどして鋭意取り組んでいるところであるが、今後とも増加が懸念される状況にある。

医療機関の抱える未収金は、全国的にも深刻な問題となっており、厚生労働省においても平成19年6月に新たに検討会を設置して、未収金の解決方策について検討が開始されたところである。

こうした検討の推移を見守るとともに、未収金の発生防止、発生後の督促、長期化した債権の回収という各段階において適切に対応することによって、未収金の発生の抑制及び回収の促進に努められたい。

また、長期化している債権についてはその管理を厳格に行い、悪質な滞納者については支払督促等の法的手段に訴えるなど強い姿勢で臨むとともに、明らかに回収が不可能な債権の処理については、特別損失として計上する等の方策を検討されたい。

3) 中央病院においては、医療費の個人負担分未収金について、本人や保証人への催告、来院時を捉えての面談、家庭訪問等を実施し回収に努めているところであるが、近年新たな未収金が増加する傾向にあることから、未収金の総額が増加してきている。

厚生労働省では未収金問題について検討が進められているが、発生した未収金の回収は難しいことから、発生防止対策を中心に検討が行われている。

中央病院としては、発生を予防するため、保険者から医療機関に医療費が支払われる出産育児一時金受取代理制度や、高額療養費現物給付制度の利用促進、あるいはクレジットカード導入による即日払いの促進などの取組を行っている。

今後こうした制度等の一層の利用促進に向けた取り組みを行うとともに、国が検討している発生予防対策などを踏まえながら、発生の抑制に努めたい。

また、面談や家庭訪問の体制強化を図り、回収すべき債権と回収できない債権とを区分し、法的措置や不納欠損などの方策を検討している。

湖陵病院（こころの医療センター）においては、精神疾患特有の病状から長期入院患者が少なからずあるが、入院費も一旦未納となると長期化する傾向にあり、その結果一部の患者において多額の未収金が発生し、それらが滞納額の多くを占める状況にある。

未収金の徴収については、多額滞納者を中心に定期的に対応を検討し徴収を行っている。

未収金が多額となった患者については、患者・家族の来院時や自宅を訪問しての面談を行い、返済計画書の提出を求めて、計画的な支払を促している。

なお、患者及び家族への督促行為が治療にも影響

	するなど精神病院における債権回収の困難さもあり、そのような点も考慮して対応している。
2 電気事業の運営について 1) 隠岐大峯山風力発電所の経営の健全化について 平成16年2月から運転を開始した隠岐大峯山風力発電所の設備利用率は、目標の33%に対し22.4%にとどまっている。営業収支も2,922万円余の損失となっており、前年度に比べ272万円余改善したものの営業開始以来依然として営業損失を出している。この要因は、落雷等による度重なる故障によって運転を相当の期間停止したことにある。落雷防止については平成18年12月に避雷塔が設置されたが、その後も落雷による被害が発生しており、その設置効果に疑問が残る。 落雷などによる故障の防止には学術的・技術的知見を得て有効な対策をとるとともに、風況の急激な変化等による故障についてもメンテナンスや修理体制の見直し等を行うことにより、運転稼働時間を確保し経営の健全化に努められたい。 2) 江津高野山風力発電所建設事業の監理について 江津高野山風力発電所については、発電設備9基、認可最大出力2万700kWで平成20年11月の運転開始を目指し、平成19年3月建設工事に着手した。全体の事業費は発注時点で63億5千万円余となり、地質調査の結果に伴う基礎工事費の増やユーロ高、鋼材の高騰などにより計画発表時より9億2千万円余の増となった。 収支計画においては、営業期間17年間で7億円余の累積利益が見込まれているが、事業費のさらなる増加は事業の経営に大きな負担となるので、事業費がこれ以上増大しないよう適切な事業監理を行われたい。	(企業局) 1) 隠岐大峯山風力発電所は、当初の想定を超える規模の落雷発生による被害を受けたため、平成18年度に避雷塔を建設した。 また、風車の羽根(ブレード)の改善、風車各機器の保護性能の強化など様々な落雷対策を実施している。 避雷塔の設置後は、大きな雷害は減少しているものの依然、落雷による被害が発生しているため、落雷回数や強度及び進入方向を計測できる「雷カウンタ」を風車及び避雷塔に設置した。 今後は、数値化されたデータを基に電気学会からアドバイスを受けることや松江高専との共同研究などを通じてメンテナンスのあり方や修理体制の見直しを進めることで、運転稼働時間の確保に努めていく。 2) 事業実施に当たっては、適切な事業監理に努めるとともに、残土処理の変更などの工事工法の変更や補助金の分割受領などによる支払利息の低減により、事業費の抑制に努めている。
3 工業用水道事業の運営について 1) 飯梨川工業用水道事業の需要拡大対策について 飯梨川工業用水道事業の売水率は平成5年度の71.0%をピークに漸減傾向にあり、当面、契約水量の増加は期待できない状況にある。 については、引き続き経費の節減に努めるとともに、新規契約先の開拓や新たな活用策の検討など需要拡大対策に取り組まれたい。 2) 江の川工業用水道事業の需要拡大対策について 江の川工業用水道事業については、事業開始以来	(企業局) 1) 経費の抑制については、安価な夜間電力による送水など固定経費の節減に引き続き取り組むとともに、新たな需要掘り起こしのため、ユーザー連絡会議の開催や関係商工会議所の広報誌でのPR、有力企業への訪問などに取り組んでいる。 2) 引き続き新たな用水型企業の誘致に県・地元一体となって取り組むとともに、用水の有効活用策につ

給水先は1企業にとどまっており、売水率も平成19年4月の契約更改後で14.4%（日量2,160㎥）と低迷している。

引き続き江津地域拠点工業団地への用水型企業の誘致に努めるとともに、用水の有効活用策について検討されたい。

3) 八戸川工業用水道建設事業のあり方について

八戸川工業用水道建設事業については、県営八戸ダムに23万㎥の用水取水権を確保し、そのうち江の川工業用水道事業に5万㎥、江の川水道事業に2万7千㎥の用水を利用しているが、残りの15万3千㎥については、昭和51年のダム完成以来利用されることなく現在に至っている。

については、地方公営企業としての当事業のあり方について、県と一体となって検討されたい。

いても検討を行っていく。

3) 八戸ダム未利用水の活用については、関係部局と様々な活用について検討してきているが、具体的活用策の成案を得るには至っていない。

解決には困難な課題も多々あり、今後も様々な角度から検討を継続していく。

4 水道事業の運営について

1) 江の川水道事業における支出の抑制と新たな需要拡大について

江の川水道事業については、市の参画水量に対して使用水量が少ないことから供給単価が割高となっており、一般会計からの補助や電気事業会計からの借り入れにより供給単価の引き下げや平準化措置が行われている。

単価軽減のためには、昨年度も意見として述べたところであるが、経費節減等に努めるとともに、簡易水道の上水道への切り替え等について、引き続き関係市と協議を進め需要拡大に取り組まれない。

2) 斐伊川水道建設事業の推進について

斐伊川水道建設事業は、山佐ダムを水源とする第1期拡張事業に次ぐ第2期拡張事業として位置づけられ、平成23年度の供用開始に向け建設工事が順調に進められてきており、県東部地域における安定的な水道用水供給対策として期待されている。

今後とも事業費の抑制に努めるとともに、料金設定のあり方や県東部地域における総合的な事業経営や運営管理の効率化について検討を進められたい。

3) 水供給に係る危機管理対策について

平成19年7月の中越沖地震の例に見るように、また平成16年に成立した国民保護法や島根県国民保護計画においても、水の安定的な供給は危機管理上も重要であり、水道は最も大切なライフラインの1つである。

(企業局)

1) 経費節減については、引き続き物件費等の節減に取り組むとともに、平成19年度は、高金利既往債の補償金免除繰上償還・借換により利息負担の軽減を図った。

また、需要拡大について関係市との協議を進め、江津市において平成19年3月に有福簡易水道日量490㎥が上水道に切り替えられ、平成22年3月には松平簡易水道日量204㎥が上水道に切り替えられる予定となっている。

2) 事業実施にあたっては、適切な事業監理に努めるとともに、宍道湖湖底管布設工事に安価な「すき曳航工法」を採用するなど事業費の抑制に努めている。

また、県東部地域における用水供給事業の総合的な事業運営や運営管理の効率化について検討を進めるとともに、料金単価設定にあたっては、斐伊川水道事業が果たす役割を考慮の上、あるべき姿を関係市町に対して提示し、理解を得ていく。

3) 水道施設の管理は、適切な水量の確保と定期的な水質検査を行なうとともに、取水口から供給地点までの送水量や水質の状況について、職員が24時間一元的に監視しており、非常時に迅速な対応ができる運転監視システムを構築している。

また、現在、運用している「水道施設耐震化対策

については、地震等の自然災害や事故、人為的危害に対する施設面、管理運営面における諸対策や取水から供給までの各段階における水質管理対策について点検し、一層の危機管理の充実に努められたい。	計画」に基づき計画的な施設整備を進めており、さらに風水害に対する防災や事故、災害等の対応を示した「企業局危機管理計画」に基づき、水質汚染事故に対する対策マニュアルやテロに対する対策マニュアルなどの策定を進めるとともに、水質汚染事故を想定した対応訓練などを実施している。
5. 宅地造成事業の運営について 1) 各工業団地の分譲促進について 各種の優遇制度や立地条件緩和措置等を十分にPRするとともに、知事部局、地元自治体等と連携しながら、企業局独自の取り組みも進め、工業団地の分譲促進に努められたい。	(企業局) 1) 県・市の各種優遇制度等を織り込んだ企業局独自のリーフレットを新たに作成し、知事部局や地元自治体と一体となって分譲促進に努めている。
6 企業局全事業について 1) 経営計画の推進について 経営計画の推進については、外部からの評価も踏まえつつ、PDCAマネジメントサイクルを着実に実行するなど進行管理を適切に行うとともに、全職員が高い経営意識を持って計画の推進に取り組むことにより目標を達成されたい。 2) 設備の計画的な改良・更新について 水道設備や発電設備の中には、供用開始後約40年あるいは50年以上が経過し、老朽化したもの、機能が低下したもの、さらには耐震化が求められるものがあり、今後設備の改良・更新に多額の投資が必要となってくる。 これらの整備に当たっては、コストの縮減、資金確保、経営の効率化等に留意し、料金設定のあり方を含め関係先と十分調整を図りながら、中長期的な計画を策定の上、適切な改良・更新に努められたい。	(企業局) 1) 経営計画では、成果指標と目標値を定め、達成に向けて全職員一体となって取組を進めている。計画初年度の平成18年度実績について外部委員による評価委員会に報告し、委員からの意見等を踏まえたPDCAマネジメントサイクルを実行している。 また、局長と職員との意見交換会や職員研修等を行って経営意識の高揚を図っている。 2) 企業局の設備は、水道施設で供用開始後約40年、発電施設では約50年を経過したものもあり、老朽化や機能低下が進んでいるが、点検整備により施設の長寿命化を図りながら、中長期的な改良・修繕及び耐震化計画を策定している。 実施に当たっては、コストの縮減、資金確保、経営の効率化等に留意し、料金設定のあり方を含め関係先と十分調整を図りながら、計画的な施設整備を進めて行きたい。

「団体等に継続的に支出する会費及び会費的負担金について」の「添付意見」に係る処理方針等

添 付 意 見	処理方針・措置状況
I 運営の合理化に資するための意見 1 会費の徹底した見直しについて 会費について、3年間にわたり見直しが行われた結果、平成18年度は平成16年度に比べ、113件、943万円余の減、実質的には132件、1,725万円余の削減が図られたところであるが、各機関にあっては今後とも本県の財政改革の必要性を十分認識し、社会状況の変化に即応して、不断の見直しが必要である。 については、各機関にあっては、次の見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、引き続き徹底した見直しに努められたい。 また、各部主管課にあっては、会費の見直し状況を的確に把握の上、今後の適正な会費の支出について、積極的に指導、調整に努められたい。 【見直しの視点】 ア 納付先の各種団体等の活動は適切に行われているか。 イ 会費の支出額に見合う反対給付の内容は十分か。 ウ 会費の支出額に見合う効果は発揮されているか。 エ 団体等へ加入を継続しなければ、特段、支障が生ずるものなのか。 オ 同一団体に県の複数の機関（部局）が加入しているものもあるが、加入機関（部局）の統合化（一本化）を図るべきものはないか。 カ 会費の負担額、負担率の定め方は適切か。 キ 支出科目が不適当なものはないか。	(知事部局各部主管課、各機関) 会費の取扱いについて、見直しの視点を踏まえ、その団体等への継続加入の必要性及び会費負担額の妥当性等について、今後とも継続的に見直すとともに、各部主管課は指導、調整に努める。 (教育庁総務課) 一昨年度から見直しを実施しており、本県から複数の機関が加入している場合には1機関のみの加入にするなど、必要最小限の会費とするよう働きかけを行い、平成18年度から複数の会議において会費の減額が実施されるなど、一定の成果を上げているところである。 今後も引き続き、見直しの視点に立った上で、日頃から参加する会議等の運営を厳しく監視するとともに、決算報告等により会費の負担額及び支出科目が適正かどうか等についても適切に対応していきたい。 (警察本部) 会費の公費負担については、平成16年度会計に係る定期監査の重点監査事項となって以降、見直しを行い、これまでに7件を削減した。 残る会費については、今後とも継続的な見直しに努める。

正

誤

平成20年 5 月 2 日付け島根県報号外第77号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇 所	誤	正
5	平成18年度会計に係る定期監査の結果に基づき講じた措置の内容の表中	同食堂が利用人数を制限しているほか	同食堂が利用者の定員を設けており予約者が定員に達しない場合は閉鎖されるほか